

議案第 6 1 号

新座市税条例の一部を改正する条例

新座市税条例（昭和 3 0 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を新座市公告式条例（昭和 3 0 年新座市条例第 7 号）第 2 条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地	（公示送達） 第 1 8 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、新座市公告式条例（昭和 3 0 年新座市条例第 7 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> （納税証明事項） 第 1 8 条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 （所得控除） 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地

震保険料控除額、障がい者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（法人等の市民税の課税の特例）

第34条の4の2 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第23条第3項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年5,000,000円以下のものに対する当該事業年度分又は計算期間分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間の末日現在による。ただし、法人が解散（合併による解散を除く。以下同じ。）をした場合における清算中の法人の判定は、当該法人の解散の日の現在による。

3 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係る第1項中の法人税額が年5,000,000円以下であるかどうかの判定は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは、「5,000,000円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 法人税法第71条第1項又は同法第144

震保険料控除額、障がい者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（法人等の市民税の課税の特例）

第34条の4の2 前条の場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第23条第3項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年5,000,000円以下のものに対する当該事業年度分若しくは計算期間分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人であるかどうかの判定は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。以下同じ。）の末日現在による。ただし、法人が解散（合併による解散を除く。以下同じ。）をした場合における清算中の法人の判定は、当該法人の解散の日の現在による。

3 2以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係る第1項中の法人税額又は個別帰属法人税額が年5,000,000円以下であるかどうかの判定は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額によるものとする。

4 法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは、「5,000,000円に当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 法人税法第71条第1項（同法第145条

条の3第1項の規定によつて法人税に係る申告書（次項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人が法第321条の8第1項に規定する申告書を提出するときの第1項に規定する法人税額が年5,000,000円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度又は前計算期間の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。この場合において、前事業年度又は前計算期間が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは、「5,000,000円に当該前事業年度又は前計算期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

- 6 法人税法第71条第1項又は同法第144条の3第1項に規定する申告書に係る法人税額の計算について同法第71条第2項及び第

において準用する場合を含む。以下同じ。）又は同法第82条の8第1項の規定によつて法人税に係る申告書（第7項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人が法第321条の8第1項に規定する申告書を提出するときの第1項に規定する法人税額が年5,000,000円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度若しくは前計算期間又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。この場合において、前事業年度若しくは前計算期間又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは、「5,000,000円に当該前事業年度若しくは前計算期間又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

- 6 法人税法第81条の19第1項の規定によつて法人税に係る申告書（第8項に掲げるものを除く。）を提出する義務がある法人又は当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が法第321条の8第2項に規定する申告書を提出するときの第1項に規定する個別帰属法人税額が年5,000,000円以下であるかどうかの判定は、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額によるものとする。この場合において、前連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは、「5,000,000円に当該前連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

- 7 法人税法第71条第1項に規定する申告書に係る法人税額の計算について同条第2項及び第3項の規定を適用すべき法人が法第

3項（同法第144条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用すべき法人が法第321条の8第1項に規定する申告書を提出するときの第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは「2,500,000円」とする。

- 7 第4項及び第5項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条にお

321条の8第1項に規定する申告書を提出するときの第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは「2,500,000円」とする。

- 8 法人税法第81条の19第1項に規定する申告書に係る連結法人税額の計算について同条第4項及び第5項の規定を適用すべき法人が法第321条の8第2項に規定する申告書を提出するときの第1項の規定の適用については、同項中「年5,000,000円」とあるのは「2,500,000円」とする。

- 9 第4項から第6項までの月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を

いて「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の

除く。)については、この限りでない。

2～9 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支

際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 [略]

2・3 [略]

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ

払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 [略]

2・3 [略]

当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。
ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合に
あつては、当該加熱式たばこの品目ご
の1個をもつて紙巻たばこの20本に換算
する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項
第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及
び同項第2号ただし書の規定の適用を受ける
もの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に
換算する場合における計算は、売渡し等が行
われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たり
の重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量
を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ご
とに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本
数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの
品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム
未満の端数がある場合には、その端数を切り
捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第
93条の2の規定により製造たばことみなさ
れるものに限る。）のうち、次に掲げるもの
については、同号ただし書の規定は、適用し
ない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併
せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第
93条の2の規定により製造たばことみな
されるものを除く。）と併せて喫煙の用に
供される加熱式たばこ（同条の規定により
製造たばことみなされるものに限る。）で
あつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定

の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 改正後の新座市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき改正前の新座市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新座市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合计数によるものとする。
- (1) 新座市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年5月26日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。